

発行日/令和7年2月17日

No.
172

秋田 宅建会報



(公社)秋田県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL(018)865-1671 (代) FAX(018)865-1670
発行人 会長・本部長 赤田英博
編集人 運営業務委員長 金子敬司
印刷 株式会社くまがい印刷



写真/仙岩峠

秋田 宅建会報



新年のご挨拶	1
紙上研修	2
定時総会	6
第5回理事会・幹事会	6
第1回理事会・幹事会	7
第2回理事会・幹事会	7
第3回理事会・幹事会	7
第4回理事会・幹事会	8
8支部別研修会	8
全県研修会	9
理事等研修会について	9
旧雄物川流域 特定都市河川指定 及び特定都市河川流域指定の説明会について	9
不動産フェア開催	10
不動産コンサルティング専門教育を実施	10
第42回ゴルフコンペ	11
第18回ボウリング大会	11
各種お知らせ	12
入会・退会・会員名簿変更情報	18
秋田レインズ物件種類別在庫数	24

新年のご挨拶

(公社) 秋田県宅地建物取引業協会
(公社) 全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
会長・本部長 赤田 英博



令和7年の年頭にあたり、新年のご挨拶を申し上げます。

今年度は役員改選期にあたり、役職員ともども気持ちを新たに各種業務に取り組み、おかげさまで、計画しておりました活動をほぼ終えることができました。日頃より会務運営に多大なるご協力をいただいております会員皆様には改めて深く感謝申し上げます。

さて、本会は公益社団法人として12年目に入ろうとしております。この間、社会から信頼される存在であり続けるため、社会情勢に応じたさまざまな活動を通じ安全・安心な不動産取引や豊かな住環境の実現に向け歩んでまいりました。昨今は不動産DXが叫ばれるようになり、業界にも市場環境やニーズの変化に柔軟に対応することが求められており、全宅連ハトサポシステムも機能の充実化を図るなど会員業務のデジタル化を支援しております。利用方法等については研修会でも取り上げ、HPIにアーカイブとして掲載もしておりますので、ご活用いただきたいと思います。また、法定講習でも従来の座学方式に加え、WEB講習を導入し受講者の利便性を図りました。更新対象の方々に、是非、本会の法定講習を受講していただきたくお願い申し上げます。

いま、歯止めのかからない人口減少、少子高齢化や相続問題などの影響により、空き家物件等のさらなる増加が懸念されております。国、地方自治体や関係団体が連携し本腰を入れこの問題に取り組む中、不動産フェアでも空き家に関するセミナーや相談会を開催致しました。業界にとっても喫緊の課題であり、全政連に於いても要望してきた空き家等の媒介報酬の引き上げなどを実現させ問題解決の後押しをしております。

不動産業界は裾野の広い産業であり対応も多岐に亘りますが、引き続き協会の理念に沿いながら、会務運営を充実、安定させ業界の発展に繋がられるよう努めて参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今年一年が会員皆様にとりまして素晴らしい年となりますよう、心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



【地中埋設物の告知義務】

残置物等について告知書に「不明」ではなく「無」と記載した売主に
不法行為責任があるとした主張が棄却された事例

(東京地判 令4・11・22)

1. 事案の概要

昭和58年1月、売主Y1（被告）は、本件土地上の建物を建て替えるため、A社に敷地調査を依頼し、本件土地に浄化槽及び大谷石の擁壁等がある旨の図面添付の本件敷地調査報告書の交付を受け、翌年5月、A社に浄化槽及び大谷石の擁壁の撤去を含む建物の解体工事及び自宅建物の新築工事を発注し、同年12月、新築建物の引渡しを受けた。

Y1は、本件土地建物を売却することとし、平成30年7月、Y2（被告・宅建業者）の仲介により、買主X（原告）と売買契約を締結し、同年8月末日に本件土地建物をXに引き渡した。

なお、本件売買契約書に添付された物件状況等報告書（本件告知書）の項目「敷地内残存物等（旧建物基礎・建築廃材・浄化槽・井戸等）」について、Y1は「無・有・不明」の選択肢のうち「無」を選択していた。また、本件土地の隠れた瑕疵については、売主は引渡完了日から3か月以内に請求を受けたものの修復に限り、責任を負う旨の特約が付されていた。

Xが、平成31年3月に、B社に建物の解体工事及び自宅建物の新築工事を発注したところ、本件土地の地中から、コンクリート製の柵及び大谷石の擁壁が発見された。

Xは、Y1・Y2に対し、「(1) Y1は本件敷地調査報告書により本件残存物を認識していたというべきであり、認

識していなかったとしても、本件残存物撤去の確証を有していなかったのであるから、本件告知書の項目の敷地内残置物等については、「無」ではなく「不明」を選択して告知すべき義務違反がある。(2) Y2は宅建業者として、過去に敷地内残置物があった本件土地の売買を仲介するにあたって、敷地内残置物がある可能性を察知し、Y1に事実と異なる告知をさせないようにする注意義務がある。」等と主張して、本件残置物の撤去費用等260万円余を請求する本件訴訟を提起した。

2. 判決の要旨

裁判所は、下記のとおり判示し、XのY1・Y2への請求をいずれも棄却した。

(1) Y1が不法行為責任を負うかについて本件残置物と、本件敷地調査報告書中の浄化槽及び大谷石の擁壁とは、その位置や形状、材質等から同一物であると認められる。

本件敷地調査報告書の浄化槽及び大谷石の擁壁は、昭和59年に実施された建物解体工事において撤去の対象とされていたものであるが、Y1は、本件告知書を作成した際、本件敷地調査報告書の内容及び上記解体工事の内容について把握していなかったというところ、仮に、Y1が、本件告知書作成の際、当該内容を把握していたとすれば、本件敷地調査報告書中の浄化槽及び大谷石の擁壁は昭和59年に撤去されたと考えるはずであるから、Y1が、本件告知書の項目「敷地内残存物等」中の「無・有・不明」の選



択肢のうち、「無」の肢を選択したとして、何ら非を問われるべきものではない。

また、Y1が本件告知書を作成した当時の本件土地及び建物の外観並びにその他の状況から、本件土地に浄化槽及び大谷石の擁壁が埋設されていることを疑うべき表徴があったと認めるに足りる証拠はなく、実際、Xが委託したB社の解体工事等を担当していた従業員が、本件土地に浄化槽や大谷石の擁壁が埋設されているかは一切分からなかった旨述べていることも考慮すると、Y1が、本件告知書を作成した当時、上記選択肢について、「無」ではなく「不明」の肢を選択すべき義務を負う状況にあったとは認められない。

(2) Y2が不法行為責任を負うかについて

仲介業者であるY2は、建築士や不動産鑑定士のように取引物件の物的状態に係る調査能力を備えているわけではなく、その役割は、売買契約の成立に向けてあっせん尽力することにあるから、買主に対しては、特段の事情のない限り、瑕疵の存否及び内容について調査して説明すべき義務を負うものではなく、取引物件の現状を通常の注意により目視で観察した範囲で説明すれば足りると解すべきである。そして、Y2が本件土地の売買を仲介した際、本件土地に浄化槽及び大谷石の擁壁が埋設されていることを疑うべき表徴があったとは認められず、その他、Y2が、Y1から、本件土地中に残置物がある旨の話を聞いていたとか、Xから、本件土地中の残置物に関する調査依頼を受けていたといった事情も認められないことからすれば、Xが主張するような注意義務をY2が負うということではできない。

3.まとめ

敷地内残置物については、容易に確認ができないことから紛争事例も多く、本件では、過去に発見された敷地内残置物について売主は撤去済と認識しており、契約時の告知書において残存物「無」と告知したが、実際には撤去されておらず、買主から告知内容に過失があるとして訴訟となったものです。

売買契約締結にあたっては、取引物件に関して売主・買主間に大きな情報格差がある場合、売主にはそれを解消する義務があり（最二判 平5.4.23 集民169-37等）、告知書はその手段として活用されているものですが、その機能は売主が認識している事項の買主への告知であって、売主が知らない事項についてまで買主に保証をするものではありません。

よって、敷地内残置物等について「無」と記したのは、売主が認識している範囲におけるものと理解されるものであって、それが実際に存在した場合の売主・買主のリスク分担は、売買契約の担保責任の規定により行われるものであり、「告知書に『不明』ではなく『無』と記載した売主が何ら非を問われるべきものはない」と判断されている点、及び、仲介会社には、特段の事情が無い限り、瑕疵の存在及び内容について調査説明義務を負わないとしている点は、実務上の参考になると思われます。

(一財) 不動産適正取引推進機構

メルマガ第215号「最近の裁判例から」転載

令和6年10月1日配信



【融資利用と契約解除】

ローン解除期日経過後の、買主の取引建物がフラット 35 を利用できない構造であったことを理由とする契約解除が否定された事例

(東京地判 令 4・8・25)

1. 事案の概要

買主 X (原告・買主側媒介業者 B の宅地建物取引士) は、「フラット 35 利用相談可能」と表示された本物件の売り出し広告を見て、フラット 35 の利用を前提に考え、令和 3 年 2 月 8 日、売主 Y (被告) との間で、売主側媒介業者 A 及び B の媒介により本件売買契約を締結した。

(本件売買契約の概要)

- ・売買代金：3,290 万円 (手付金 200 万円)
- ・残代金支払：令和 3 年 6 月 28 日
- ・違約金：売買代金の 10% 相当額
- ・融資利用：有 申込先 C (フラット 35)
- ・融資金額：2,960 万円
- ・融資利用特約：令和 3 年 3 月 5 日までに融資の全部又は一部の金額につき承認が得られないとき、又は否認されたときは、買主は売主に対し、令和 3 年 3 月 12 日までであれば契約を解除できる。

重要事項説明書には、本件建物は簡易耐震診断によると耐震性能は低いとの結果が出ており、今後精密な耐震診断や補強工事の予定はない旨が記載され、X は A から簡易耐震診断報告書を受領した。

本件建物について、フラット 35 適合証明書の発行を行う会社に対して A が行った事前相談では適合証明書の発行が可能との回答があり、フラット 35 の利用を前提に購入資金計画表が作成されたが、X は、融資利用特約期限後の令和 3 年 3 月 15 日に適合証明書が発行できない旨の連絡

を受けた。

X は、Y に対し、主位的に、本件建物について適合証明書を受けられずフラット 35 の利用ができなかったため本件売買契約を錯誤取消し又は契約不適合責任に基づき解除したとして手付金返還を求め、予備的に、Y が仲介業者を介して誇大広告したことが不法行為に当たるとして損害賠償を求める本件訴訟を提起した。

これに対し Y は、X による代金支払債務の不履行により本件売買契約を解除したとして違約金を求める反訴をした。

2. 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Y の反訴請求を認容し、X の請求を棄却した。

(契約不適合責任に基づく解除の可否)

X は、売買契約締結の際、A から本件建物の耐震性能が低いことについて説明を受けていたものと推認される。また、フラット 35 の承認が得られない場合も本件売買契約上は想定されていたことによれば、本件建物がフラット 35 の適合証明書を取得できる構造、性能を備えていることが本件売買契約の内容として合意されていたとは認められない。よって、本件売買契約の内容に不適合があったと認めることはできないから、X による本件売買契約の解除の効力は認められない。

(錯誤取消しの可否)

上記の各事実によれば、X は本件売買契約の締結に際してフラット 35 の利用を前提としていたものの、フラット 35



の利用ができることが本件売買契約の基礎となる事情になつていたとは認められない。また、フラット 35 が利用できるか否かは買主による売買代金の調達方法の問題にすぎず、フラット 35 が利用できることが絶対条件であれば端的にフラット 35 の利用ができなかった場合には本件売買契約を解除できる旨の規定を設けることも考えられるところ、本件融資利用特約による解除は一定の期間内に限られていることからすれば、フラット 35 利用の可否に関する錯誤が社会通念に照らして重要なものであるということもできない。

本件売買契約におけるフラット 35 の利用予定は本件融資利用特約の関係で記載されたものにすぎず、他の資金調達方法を選択することも可能であつて、フラット 35 を利用して売買残代金の調達をすることが当事者間で合意されていたことを意味するものではない。

よつて、本件建物がフラット 35 の利用に適合する構造、性能を備えていないことをもつて本件売買契約を錯誤取消しできるとは認められず、X による取消しの効力は生じていない。

(誇大広告による不法行為の成否)

本件広告は仲介業者が行つたもので、Y が関与した証拠はなく、「フラット 35 利用相談可能」と記載するのみで、フラット 35 の利用を確約する内容ではないから、本件広告が誇大広告に当たるということもできない。

(反訴請求)

X による本件売買契約の取消し又は解除は認められないから、X が取消し又は解除の意思表示をした日以降も本件売買契約は有効に存続していたことになる。そして、X は本件売買契約の残代金を支払わないまま支払日が経過したため、Y は X に対して残代金の支払をするよう催告する

とともに、履行がない場合には本件売買契約を解除するとともに違約金の支払を請求する旨の意思表示をしたことによれば、本件売買契約は X の債務不履行により解除され、X は Y に対して本件売買契約に基づく違約金及び遅延損害金の支払義務を負っていると認められる。

3.まとめ

本事例において、事前相談の段階では、フラット 35 適合証明書の発行が可能である旨の回答を得ていたものの、実際に手続きを行つたところ、ローン解除期日を経過した後になって、適合証明書の発行会社から否認通知を受けたという事情がありました。

しかし、一般に、買主の住宅ローン申し込みについて、金融機関の事前審査が通つていても、本審査で断られることは珍しくないように、このような事態は起こり得るものです。

したがつて、買主及び買主に助言する買主側媒介業者においては、売買契約締結後は、速やかにローン申し込みの正式手続きを進めるとともに、万一、ローン解除期日が迫つてきて、融資承認が得られていない状況であれば、融資利用特約による解除権を期日内で確実に行使することに留意しておく必要があります。

(一財) 不動産適正取引推進機構

メルマガ第 217 号「最近の裁判例から」転載

令和 6 年 12 月 1 日配信



2024年度定時総会(第57回総会)

令和6年5月28日(火)
秋田キャッスルホテル 放光の間

会場出席 44名
書面表決 258名
委任状 23名
合計 325名

提案事項

1. 2023年度事業報告(案)承認の件
2. 2023年度財務諸表(案)及び収支計算書(案)承認の件
3. 任期満了に伴う理事・監事の選任に関する件

報告事項

1. 2024年度事業計画報告の件
2. 2024年度予算報告の件

要旨

任期満了に伴う役員人事案のほか事業報告等については、異議なく承認に必要な議決件数を得て総会を終了しました。
その後、懇親会を開催し盛会裏にすべての日程を終了しました。



第5回理事会・幹事会

令和6年3月19日(火)
秋田県不動産会館(WEB 併用会議)

理事・幹事 22名出席
監事・監査 2名出席

審議事項

1. 2024年度事業計画(案)及び予算(案)について
2. その他

要旨

審議事項について、すべて執行部原案通り承認されました。
今後、ブランド力の更なる浸透を図るため広告等での発信を強化していくとともに、公益目的事業を中心とした事業計画等を総会に報告することにしました。



第1回理事会・幹事会

令和6年4月26日(金)

ANAクラウンプラザホテル秋田 (WEB併用会議)

理事・幹事 25名出席

監事・監査 2名出席

審議事項

1. 2023年度事業報告(案)及び決算報告(案)について
2. 役員改選に伴う理事候補者及び監事候補者について
3. 定時総会の開催について
4. 新入会員について
5. その他

要旨

審議事項について、すべて執行部原案通り承認されました。

役員改選時期にあたり、選挙管理委員長及び監事選考委員長より報告を求め提案された新役員を総会に提案することにしました。

定時総会及び懇親会は、令和6年5月28日に秋田キャッスルホテルに於いて開催することにし、役割分担等取り決め業務にあたることにしました。

また、能登半島地震見舞金の石川宅建への拠出、今年度より、全役員が役員賠償責任保険に加入したことが報告されました。



第2回理事会・幹事会

令和6年5月28日(火)

秋田キャッスルホテル

理事・幹事 22名出席

監事・監査 3名出席

審議事項

1. 会長の選任について
2. 副会長、専務理事及び常務理事の選任について
3. 他団体派遣役員の選任について

要旨

総会終了後、直ちに新役員による理事会を開催し代表理事及び業務執行理事等を選任しました。

※新役員については会員名簿をご参照下さい。

第3回理事会・幹事会

令和6年7月22日(月)

秋田県不動産会館 (WEB併用会議)

理事・幹事 22名出席

監事・監査 3名出席

審議事項

1. 委員会及び支部役員の配属について
2. その他

要旨

各種委員会及び支部役員の配属が提案通り承認されました。今回、執行部とのパイプ役を務めるため、三役が各委員会の担当役員として配置されることになりました。

※委員会構成役員については会員名簿をご参照下さい。

また、今年度より、全国賃貸不動産管理業協会(全宅管理)の秋田県支部として業務協力を行っていくことなどが報告されました。



第4回理事会・幹事会

令和6年12月19日(木)
秋田県不動産会館 (WEB併用会議)

理事・幹事 20名出席
監事・監査 2名出席

審議事項

1. 2024年度上期の事業報告書(案)及び決算報告書(案)について
2. その他

要 旨

審議事項について、すべて執行部原案通り承認されました。

令和7年4月1日より業者票看板及び従業者名簿の様式が法律により変更になるため、新たに作成し会員宛配布することとしました。



8支部別研修会

宅地建物取引業者に必要な不動産関係法令の知識啓発のため、全県一斉ライブ配信による研修会を開催致しました。

令和6年9月3日(火)

研修科目及び講師

- (i)高齢者の不動産取引の基礎知識と具体的な手法解説
講師：北澤不動産コンサルティング
不動産鑑定士 北澤秀樹 氏
- (ii)重要事項説明書実務で必須！最近の法令改正
講師：(株)ときそう
不動産鑑定士 吉野荘平 氏

会場

大館北鹿支部	プラザ杉の子
能代山本支部	プラザ都
秋田支部・男鹿南秋支部合同	ホテルメトロポリタン秋田
本荘由利支部	本荘グランドホテル
大仙支部	大曲プラザたつみ
横手支部	よこてシャイニーパレス
湯沢雄勝支部	湯沢グランドホテル



全県研修会

不動産業のオンライン業務を主要なテーマとし、全県一斉ライブ配信による研修会を開催致しました。

令和6年11月21日(木)

研修科目及び講師

(i) IT重説と電子署名

講師：日本スキルズ(株)

ビジネスソリューション事業部 吉田貴司 氏

(ii) 電子契約システム「ハトサポサイン」の使い方

講師：(公社)全国宅地建物取引業協会連合会

事務局課長補佐 川島大佑 氏

(iii) 最近の重要事項説明に関するトラブル事例とその対応について

講師：(一財)不動産適正取引推進機構

上席研究員 中戸康文 氏

会場

大館北鹿支部

プラザ杉の子

能代山本支部

プラザ都

秋田支部・男鹿南秋支部合同 ANAクラウンプラザホテル秋田

本荘由利支部

本荘グランドホテル

大仙支部

大曲プラザたつみ

横手支部

よこてシャイニーパレス

湯沢雄勝支部

湯沢グランドホテル



理事等研修会について

令和6年8月20日(火)

ホテルメトロポリタン秋田

(一財)福島宅建サポートセンター及びNPO法人いわき市住まい情報センターより、福島宅建元会長伊東孝弥様、副会長佐藤光代様を招き、公益法人を運営していくうえで、その組織基盤の強化やサポート役としての事業展開等について講話して頂きました。



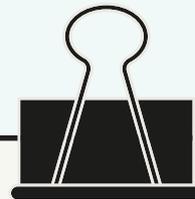
旧雄物川流域 特定都市河川指定 及び特定都市河川流域指定の説明会について

令和6年12月9日(月)

秋田県では、近年発生している河川災害を踏まえた治水対策として、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、令和6年11月8日より旧雄物川流域を「特定都市河川流域」に指定し、秋田市に於いて雨水浸透阻害行為の許可が必要になったことから、秋田支部会員向けに業務への影響等についての説明会を開催しました。(P14参照)



不動産フェア開催



令和6年11月22日（金）

公益目的事業の一環として、安全・安心で適正な取り引きに関する知識や各種制度などの普及啓発を目的とする不動産フェアを開催しました。

秋田県不動産会館を会場に、昨年に引き続き空き家問題への取り組みを主要なテーマとし、無料相談に加え、相続登記や税金に関して司法書士及び税理士によるセミナーを併せて開催しました。

昨今、空き家問題は人口減少等著しい秋田県に於いて大きな関心事となっており、不動産フェアの様子は、ABS秋田放送、AAB秋田朝日放送のニュース番組でも取り上げられました。



不動産コンサルティング専門教育を実施



令和6年6月11日（火）

秋田県不動産会館に於いて秋田県不動産コンサルティング協議会（（公社）秋田県宅地建物取引業協会・（公社）全日本不動産協会秋田県本部・（一社）秋田県住宅地協会の4団体で構成）主催の不動産コンサルティング専門教育を開催しました。

この専門教育は不動産コンサルティングマスター資格の更新要件となっており、今年度は、高齢化社会を背景とした不動産相続に関わる実務知識習得を目的に、ダンコンサルティング（株）代表取締役塩見哲様より講義頂き、25名の方が受講されました。



ゴルフコンペ

令和6年10月29日(火)

42回目を迎えた県協会主催のゴルフコンペを、南秋田カントリークラブで開催致しました。

全県各支部より15名の参加があり、変化に富み戦略性の高いうねりのある丘陵コースに皆さん苦戦しておりましたが、秋晴れの下、山間の雄大な景観を眺めながらプレーを楽しみました。

新ペリア方式により木村正之さん(秋田支部・有)すぐる不動産)が優勝致しました。



ボウリング大会

令和6年11月19日(火)

今年で18回目となる県協会主催のボウリング大会を、24名の参加を得て、秋田市大町の「ブルックリンストライク」にて開催しました。今回は、公益社団法人プロボウリング協会東北地区長の半田彩子プロを講師にお招きし、プロのレッスンを受けた後、1ゲーム(ハンディ付)による団体戦と個人戦を行いました。

大会後は「森のくまさん」に移動し、表彰式と懇親会を行い、会員相互の親睦を図りました。

なお、団体戦ではチーム高橋の(高橋紀彦氏(辻不動産株)、高橋聡氏(山一不動産)、佐々木司氏(東北ミサワホーム株)、大原晴基氏(秋田不動産サービス株))が優勝。個人戦では高橋紀彦氏が初優勝し、団体戦と併せて2冠に輝きました。

また、ハイスコア賞(ハンディなし)女性の部は畑山蘭氏(畑山住宅株)が初めて獲得、男性の部は佐々木偉幸氏(有)ミュキ建装企画)が5年連続で獲得しました。



TAKKEN REPORT

各種お知らせ



Web 研修のご案内

宅地建物取引士及び宅地建物取引業従事者等に対する知識の向上及び宅地建物取引における紛争の未然防止を図るため、業務上参考となる研修用動画及び紙上研修を配信しています。テキストも別途ダウンロードできます。

動画をご利用いただくには、ログインIDとパスワードの設定が必要となります。



←本会ホームページの
リンクバナーをクリック

免許更新手続き期間

宅建業免許の有効期間の満了日の90日前から30日前まで

提出期限が一日でも過ぎた場合、期間満了により従前の免許は失効となります。このことで、業務に支障をきたすばかりでなく、新たな免許取得による協会への再加入等で費用が発生することになりますので、くれぐれもご注意下さいませよう、お願い致します。

令和7年度 法定講習会のご案内

令和7年度の法定講習会を下記の日程にて開催致します。対象の方は、是非本会が実施する法定講習会を受講されますよう、よろしくお願い致します。

開催回	開催日	対象者	会場
第1回	令和7年7月27日(日)	宅地建物取引士証の有効期間満了日が令和7年9月1日から令和7年12月31日までの方	ホテルメトロポリタン秋田
第2回	令和7年11月9日(日)	宅地建物取引士証の有効期間満了日が令和8年1月1日から令和8年4月10日までの方	
第3回	令和8年3月8日(日)	宅地建物取引士証の有効期間満了日が令和8年4月11日から令和8年8月31日までの方	

≫ 新規の方：開催日の2ヶ月前までにご連絡ください。

≫ 更新の方：所定の期日に講習案内を送付します。

各回 9:00 受付開始 9:30 講習開始 16:50 講習終了予定

※詳細は案内に同封いたしますプログラムをご参照ください。

【WEB講習】

令和6年10月よりWEB講習も実施しております。これにより、受講対象の方は従来からの座学講習又はWEB講習を選択できるようになりました。

詳細につきましては、本会HPをご覧になるか、本部事務局までご連絡下さい。



不動産キャリアパーソン 受講のご案内

『不動産キャリアパーソン』は、「消費者への適切な情報提供に資する者」の証明として、全宅連が独自に認定付与する任意資格です。

宅地建物取引業に従事する者やこれから従事しようとする者、さらには不動産取引に関わる一般消費者が適正な不動産取引実務の知識を学習することで、不当に被るトラブルや紛争を減少していくために、取引当事者が主体的に関与できる研修制度として創設されたのが「不動産キャリアサポート制度」で、その学習成果を認定するのが「不動産キャリアパーソン」資格です。

内容は、取引実務において必須である基礎知識を分かりやすく解説しており、取引の流れに沿って体系的に学習できるようまとめられております。また、その内容を具体的にイメージできるよう、インターネット上で視聴できる講義動画も用意されております。興味のある方は、全宅連のホームページを見られるか、本会事務局にご連絡下さい。

◆受講対象

宅建業従業者、経営者、宅地建物取引士、消費者問わずどなたでも受講いただけます。

※都道府県宅建協会への新入会員は入会時義務履修（支店入会含む）

◆受講料 8,800 円（税込）

※一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承ください。

※上記の金額には、通信教育費用、修了試験受験料（1 回分）、資格登録料が含まれます。

◆受講の有効期間

修了試験の修了を含め、お申込み日から 12 か月（再受験含む。期間延長不可。）

◆学習教材

テキスト学習とインターネットの講義動画による通信教育

レインズに登録しましょう

依頼主と専属専任媒介契約を締結した場合は契約締結後 5 日以内に、専任媒介契約を締結した場合は契約締結後 7 日以内に、レインズへ物件登録することが義務付けられています。また、売主、代理及び一般媒介契約物件も登録できますのでご活用下さい。

レインズシステムのステータス管理機能について、売主が確認画面にアクセスしやすくなるよう、登録証明書に二次元コードを掲載する改修が行われました。詳細はレインズの「システム改修のお知らせ」をご覧ください。

<https://system.reins.jp/>（ログインが必要です）

上記システムの実効性を確保するため、物件取引状況の登録が必須化されます。また、国土交通省は、ステータス管理機能周知用のリーフレットを作成しました。宅地建物取引業者の方も、実際のお取引においてご活用ください。本会 HP、秋田宅建からのお知らせに掲載（PDF ファイル）しています。

会員名簿掲載事項に変更・訂正がある場合 （免許番号・免許年月日は除く）のお届けをお忘れなく

（「商号又は名称」・「代表者」・「事務所所在地」・「専任の宅地建物取引士」）の変更

■宅建業者名簿掲載事項変更届出書（行政提出用様式 3 号の 4）を行政に提出のうえ、その写しを所属支部へ提出して下さい。

（「宅地建物取引士」・「従業者」）の変更

■従業者変更届出書（協会提出用紙）を所属支部へ提出して下さい。

（「TEL、FAX」・「URL、E-MAIL」）の変更

■所属支部へ連絡して下さい。



旧雄物川流域 特定都市河川指定及び特定都市河川流域指定について ～対象土地を取引する際は、重要事項説明が義務付けられます～

秋田県では、令和6年11月8日、特定都市河川浸水被害対策法の規定に基づき、旧雄物川流域6河川(旧雄物川、旭川、太平川、猿田川、草生津川、新城川)を「特定都市河川」に、当該流域を「特定都市河川流域」に指定しました。

今後、「特定都市河川流域」内の宅地等以外の土地(下記※1)で行う1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為(宅地等(下記※2)にするために行う土地の形質の変更、土地の舗装など雨水の浸透を著しく妨げる行為)を行う場合は秋田市長の許可が必要になりますので、同行為を計画される場合は、下記の申請窓口にて事前相談のうえ必要な手続きを実施下さるよう、お願い致します。

手続きの詳細につきましては、秋田市ホームページ掲載の「許可申請ガイド」をご覧ください。

なお、対象となる土地を取引する際は、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明として、取引の相手方への説明が義務付けられます。

※1 宅地等以外の土地：山地、林地、耕地、原野等

※2 宅地等に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

【問い合わせ先】

・雨水浸透阻害行為の申請

秋田市 道路建設課 河川担当 TEL 018-888-5749

・特定都市河川の指定に関するお問い合わせ

秋田県 河川砂防課 TEL 018-860-2511

特定都市河川指定 旧雄物川流域6河川

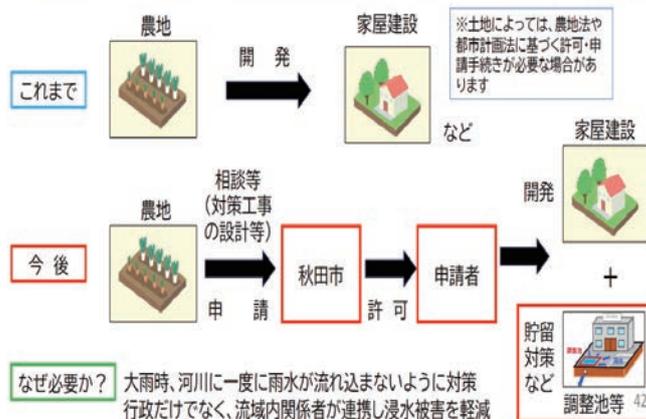
県では、令和6年11月8日に「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定しました。



特定都市河川への指定で“何が変わるか?”

令和6年11月8日以降(旧雄物川流域が特定都市河川に指定された日以降)は、指定された範囲(流域)において、1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為を行う場合、**秋田市長の許可**が必要となります。許可にあたっては、**対策工事の実施**が義務づけられることになります。

《適用例》 1,000㎡(約300坪)以上の土地で開発行為を行う場合(宅地等以外の土地にて)



宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴う規制区域の指定について ～秋田県では令和7年5月末までに規制区域を指定する予定です～

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）が令和5年5月26日から施行されたことに伴い、秋田県と秋田市より規制区域の候補区域が公表され、令和7年5月末までに規制区域が指定される予定です。制度の概要や規制区域の候補区域につきましては、ホームページ（秋田県、秋田市又は当協会の「秋田宅建からのお知らせ」）よりご確認ください。また、このことに関し昨年開催致しました支部別研修会の動画も配信しておりますので、下記によりご視聴下さい。

（「会員の皆様」→「会員向けのお知らせ」→「支部別研修会（令和6年9月3日開催）」
→「テーマ②の研修動画（11分40秒～）」）※資料付

なお、規制区域に指定される前の候補区域の物件を取引する場合であっても、トラブルの未然防止のため、下記の特約・容認事項（全宅連HPより抜粋）を重要事項説明書及び契約書に記載し、説明するようにして下さい。

【記載例】

- 1 本物件は宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「改正法」と呼ぶ）第4条に定める基礎調査が実施されており、令和7年5月頃に宅地造成等工事規制区域（または特定盛土等規制区域）に指定される予定です。規制区域に指定されると、以下の行為制限が本件土地に適用されます。
- 2 改正法が適用されると、旧法の行為制限（宅地造成工事における秋田県知事等の許可申請等）だけでなく、宅地造成以外の盛土及び切土並びに一時的に土石を堆積する一定の行為も規制の対象となり、いずれも秋田県知事等の許可が必要となります。
また、許可申請にあたり、土地所有者等全員の合意が必要となり、周辺住民への周知が必要となります。さらに一定規模以上の工事については定期報告や中間検査が義務付けられます。
- 3 買主は以上のことを理解し、改正法適用後の行為制限や負担に関して、売主に対し契約不適合責任を問わないことを確認しました。

※上記の特約・容認事項は、規制区域に指定されるまでの暫定的なものであり、指定後の特約・容認事項は、全宅連HPの「特約・容認事項文例集」にてご確認ください。

【問い合わせ先】

- ・秋田市以外の区域：秋田県 都市計画課 TEL 018-860-2441
- ・秋田市：秋田市 都市計画課 TEL 018-888-5764

規制区域が指定されます

盛土等の崩落により、人家等に被害を及ぼしうるエリアは規制区域として指定されます。

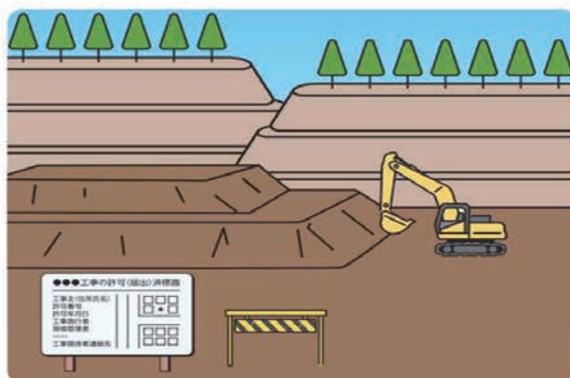
安全な盛土等をつくります

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となります。

盛土等を安全に保つ必要があります

規制区域内の盛土等が行われた土地では、土地所有者等[※]が盛土等を安全に保つ責務があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。



「宅地建物取引業者票」・「従業者名簿」改訂について

宅地建物取引業法施行規則の改正により、令和7年4月1日より業者票看板及び従業者名簿の記載事項等が一部変更になります。

業者票の改訂につきましては、記載事項の削除・追加に伴い、協会に於いて販売して参りました業者票看板の書き換え等では対応が難しいため、新たに条件を満たした業者票（厚紙）を作成し、会員皆様には施行日まで間に合うようお送りすることと致しました。この改訂版は協会頒布の業者票看板の上から貼り付けるか、外枠を取り外して中に入れ再度枠を取り付けることでも対応できるようにしておりますので、必要事項記載のうえ掲示下さいますようお願い致します。

なお、業者票はサイズ・記載事項の条件を満たしていれば独自に作成しても宅建業法に抵触することなく対応できます。

また、従業者名簿は、本会ホームページよりダウンロードできるようご用意致しますので、ご利用下さい。

【業者票看板】

- ・政令使用人（支店長）がいる場合、この事務所の代表者氏名欄への記載が追加されます。
- ・この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士氏名の記載が無くなり、人数を記載するとともに、宅地建物取引業に従事する者の数の記載が追加されます。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣（ ）第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

30cm以上

35cm以上

【従業者名簿】

- ・性別、生年月日が無くなります。

様式第八号の二（第十七条の二関係）

従業者名簿						
氏名	従業者証明書番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるか否かの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日	

備考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等する前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。



移住定住の促進をスローガンとしたポスターとハトマークブランドをPRするためのシールを制作し無料で配付しておりますので、店頭への貼付けにご協力下さい。

希望される方は本部事務局までご連絡をお願い致します。

ポスターのサイズ： B1 (横 72.8cm × 縦 103cm)

ハトマークシールのサイズ： (横 60cm × 縦 60cm)

本部事務局 TEL018-865-1671



マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

2025(令和7)年国民生活基礎調査の実施について

4月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお願いします。

連絡先

国民生活基礎調査コールセンター



0120-122-006

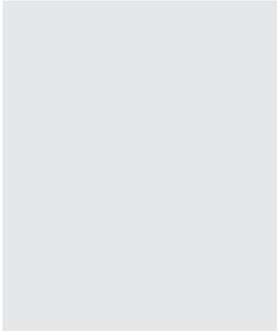
受付時間：4月21日～調査期間中 午前9時～午後5時(土日・祝日もご利用になれます)



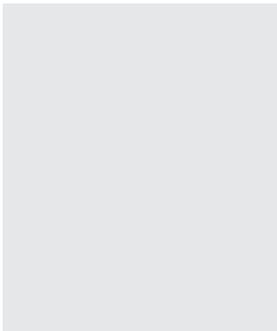
入会・退会・会員名簿変更情報

令和6年8月29日から令和7年1月31日まで

新入会員紹介



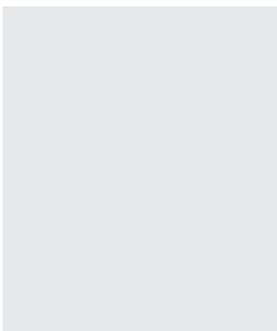
免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2367 R6.4.10
商号又は名称 (株)かえる堂
代表者 (政令使用人) 阿部 るみ子
専任宅地建物取引士 阿部 隼人 (秋田) 4818
事務所所在地 010-1651 秋田市豊岩石田坂字九十田 91-20
TEL 018-874-8313
FAX 018-874-8314
URL <https://www.akita-kaerudo.com>
E-mail kerokero@kaerudo-akita.com



免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2368 R6.4.26
商号又は名称 (同) L i f e不動産
代表者 (政令使用人) 佐藤 誠
専任宅地建物取引士 佐藤 誠 (秋田) 3878
事務所所在地 010-0001 秋田市中通 2-2-32 山二ビルディング 7階 チャレンジ オフィスあきた
TEL 018-853-1760
FAX 018-853-1761
URL
E-mail



免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2369 R6.5.27
商号又は名称 (有) オプ
代表者 (政令使用人) 野口 淳
専任宅地建物取引士 山内 博人 (秋田) 4767
事務所所在地 010-0917 秋田市泉中央 6-4-17 1階 1F 号室
TEL 018-838-7939
FAX 018-838-7940
URL
E-mail noguchi@op-hd.com

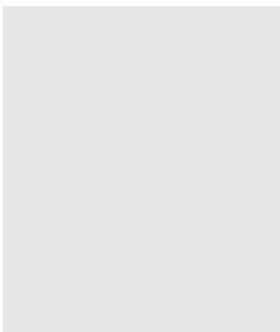


免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2370 R6.6.14
商号又は名称 (株)えん
代表者 (政令使用人) 榎尾 知洋
専任宅地建物取引士 澤木 麻生 (秋田) 4046
事務所所在地 010-0921 秋田市大町 3丁目 2-47
TEL 018-874-8556
FAX 018-874-8557
URL
E-mail





免許番号・免許年月日 秋田県知事 (1) 2373 R6.12.18
商号又は名称 さくら不動産コンサルティング (株)
代表者 (政令使用人) 櫻田 裕之
専任宅地建物取引士 櫻田 裕之 (宮城) 18749
事務所所在地 010-1611 秋田市新屋天秤野 3-14
TEL 018-893-3817
FAX 018-893-3818
URL
E-mail sakura.f.c@iaa.itkeeper.ne.jp



免許番号・免許年月日 秋田市 秋田県知事 (3) 2170
商号又は名称 (株) リプロデザイン 秋田北店
代表者 (政令使用人) 千葉 武志 (船木 由喜子)
専任宅地建物取引士 船木 由喜子 (秋田) 4304
事務所所在地 011-0936 秋田市将軍野南 3 丁目 1-7
TEL 018-838-4040
FAX 018-838-4041
URL
E-mail



退会報告

支部	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会年月日	退会理由
秋 田	844	(株)船越不動産	船越 進	R5.12.8	廃 業
大 仙	2000	(株)アセンプル	藤澤 進朗	R6.3.28	廃 業
能代山本	1936	(株)今野興業	今野 良孝	R6.4.1	廃 業
大 仙	1736	(株)門脇木材	佐川 広興	R6.4.22	廃 業
大館北鹿	883	(有)渡部組	渡部 哲男	R6.4.22	廃 業
能代山本	2108	(株)板垣組	板垣 春生	R6.5.29	廃 業
男鹿南秋	2120	(有)よしみ建設	一関 義美	R6.6.11	廃 業
横 手	1726	おおぬま不動産	大沼 実	R6.10.10	廃 業
大館北鹿	1680	(有)片山不動産	虻川 文雄	R6.10.31	解 散
本 荘 由 利	840	須田不動産(株)	須田ミエ子	R7.1.20	廃 業

支店の廃止

支部	免許証番号	商号又は名称	代表者(政令使用人)	廃止年月日	本店所在地
秋 田	6857	タマホーム(株)秋田北店	玉木康裕(岸 竜馬)	R5.12.31	東京都
秋 田	8452	(株)クレス不動産 秋田営業所	細見純孝(並木正明)	R6.3.31	千葉県
秋 田	6827	FRE アットマゼック(株) 秋田営業所	尾鷹昭利(渡邊康雄)	R6.5.31	東京都
秋 田	245	大和ハウス工業(株)北東北支店秋田出張所	芳井敬一(田中 武)	R6.9.30	大阪府

会員名簿の変更等

支部	商号又は名称	変更事項	変 更 後	名簿頁
大館北鹿	(株)秋田ホーム	宅地建物取引士	三澤 亜矢子(秋田)4081(就)	18
大館北鹿	(株)ホームプランナー佐藤	従 業 者	齊藤 里美(就)	21
大館北鹿	(株)SUMIKA	従 業 者	畠山 伸子(就)松田 理菜(就)	22
大館北鹿	(株)ハシモトホーム 大館支店	専任宅地建物取引士	山谷 盛根(青森)5642(就) 小野 浩司(退)	25
大館北鹿	(株)太陽地所 大館支店	従 業 者	澤田 大樹(退)	25



能代山本	(株)能代興産	従業者	鎌田 愛(就) 桜庭 奈々(退)	28
能代山本	熊谷建設(株)	宅地建物取引士 従業者	花田 明子(東京)220531(就) 熊谷 友子(退)	28
能代山本	朝日綜合(株) アパマンショップ 能代店	従業者	與齊 礼美(退)伊東 翼(就)	32
男鹿南秋	加藤商事(株)	専任宅地建物取引士 従業者	佐々木 輝毅(退) 佐藤 由深子(就/宅地建物取引士より) 伊藤 聡(就)	36
男鹿南秋	(有)ホーコー地所	宅地建物取引士	津田 麻美子(退)	37
秋 田	(株)むつみワールド	宅地建物取引士 従業者 // //	佐々木 吉樹(退) 松永 晟佳(秋田) 4811(就) 柴田 歩美(退/城東店へ) 佐々木 海勢(退/城東店へ) 鷺尾 環(就)中村 麗華(姓名変更旧姓:荒川) 工藤 詩乃(姓名変更旧姓:奥田)	44
秋 田	小玉地所(有)	代表者 専任宅地建物取引士 従業者 //	小玉 昭彦(退) 小玉 智子(就/従業者より) 小玉 昭彦(退)小玉 香織(秋田)4499(就) 小玉 香織(退/専任宅地建物取引士へ) 小玉 智子(退/代表者へ)	46
秋 田	(株)秋田住宅流通センター 泉店 駅東口店	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者 // 政令使用人 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従業者	北嶋光太郎(退/泉店へ) 鈴木 翔(退) 斉藤 秀一(退) 松井 由加子(秋田) 4833(就) 三浦 望美(退) 田口 卓(退) 田村 総雄(退) 川辺 昭人(退) 佐々木 一将(退) 佐藤 尚(退)北嶋光太郎(就/本店より) 佐藤 尚(退)北嶋光太郎(宮城)17456(就/本店より) 岡田 駿(秋田) 4702(就/従業者より) 岡田 駿(退/取引士へ)	47 65
秋 田	トーケンホーム(株)	従業者	田村 武志(退)	48
秋 田	秋田大学生生活協同組合	専任宅地建物取引士 従業者 // // // // // // //	河原 礼佳(秋田) 4865(就) 笹谷 功明(就) 加藤 大地(就) 沢井 冴(就) 相馬 朋季(就) 棚山 遥(就) 入江 瞬(就) 佐々木彩乃(就) 太田 春香(就) 小林 大悟(就) 小松 咲心(就) 長谷川 光(就) 立岡 爽(就) 佐々木琉凌(就) 三浦 美穂(就) 小黒 壮史(就) 奥山 力(就) 加賀谷雅恭(就) 海津 衣利(就) 北村 芽生(就) 小藤 優弥(就) 佐藤 美櫻(就) 羽石 愛梨(就) 松田 康永(就) 山野辺 裕太(就)	48
秋 田	(株)財産コンサルティング	宅地建物取引士	栗田 凌(退)	50
秋 田	(有)すぐる不動産	所在地 宅地建物取引士	(追記)SHINWAビル 1階3号室 木村 秀三(退)	50
秋 田	(株)ロイヤル不動産	従業者	谷口 菜穂美(退)	51
秋 田	(株)プライムハウス 秋田中央支店	専任宅地建物取引士 従業者 // // 従業者 //	小林 真太郎(青森)6090(就) 斉藤 裕弥(退) 岩出 里菜(退) 芳賀 佳奈(退/秋田中央支店へ) 上田 孝(退/秋田中央支店へ) 伊藤 昂輔(就) 芳賀 佳奈(就/本店より) 上田 孝(就/本店より)	51 66
秋 田	(有)大建	所在地 TEL FAX	011-0911 秋田市飯島字薬師田140-1 018-874-8188 018-874-8158	52



秋	田	ハーベストホーム(株)	代 表 者 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	岩本 博司(退)安田 祐紀(就) 三浦 智敦(秋田)3418(就)岩本 博司(専任のみ退/宅地建物取引士へ) 熊谷 淳一(秋田)4413(就)	53
秋	田	秋田第一不動産センター(株)	代 表 者 従 業 者	千葉 利郎(就)森山 昭二(退) 下田 冬人(就)	55
秋	田	(株)C・R・A	専任宅地建物取引士	石郷岡 順子(専任のみ退/宅地建物取引士へ)	55
秋	田	旭興業(株)	宅 地 建 物 取 引 士	鎌田 千里(秋田)4492(就)	55
秋	田	山建開発(株)	宅地建物取引士 従 業 者	山内 智之(秋田)4763(就) 館岡 有沙(退) 佐藤 起子(退)	56
秋	田	加藤建設(株)	宅地建物取引士	高橋 徹(秋田)4595(就)	56
秋	田	(株)シブヤ建設工業	宅地建物取引士	辻 晴(退) 佐々木 岳(就)	58
秋	田	リネシス(株)	従 業 者	柿崎 泉(退)藤原 奈央子(退)	59
秋	田	大栄不動産(株)	宅地建物取引士 従 業 者	新堀 隼(東京)2096000(就) 佐々木 芳秀(就)	61
秋	田	(有)オブ	従 業 者	大沢 真由美(退)	62
秋	田	(株)秋田ホーム 秋田支店	政 令 使 用 人 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士	嶋内 善道(退)黒澤 武史(就) 黒澤 武史(専任のみ退) 嶋内 善道(退)	64
秋	田	朝日総合(株)アパ°マンション°山王店 アパ°マンション°泉店	専任宅地建物取引士 従 業 者 // 従 業 者 //	熊谷 淳一(退) 近藤 文(退)加藤 優依(就)立崎 優哉(就)倉部 愛美(退) 佐々木 剛史(退)近藤 文(就) 鈴石 浩平(退)国安 欣也(就/横手店より) 伊藤 裕理(就/本荘店より)	64
秋	田	(株)サンコーホーム 秋田支店 秋田S&K不動産	専任宅地建物取引士 従 業 者 専任宅地建物取引士 従 業 者	長田 俊久(退)鎌田 杏里(退) 井上 隆(退)高田 竜靖(退)武田 優希(退) 小松 由佳(秋田)4867(就/従業者より) 小松 由佳(退/専任宅地建物取引士)	66
秋	田	(有)カントリーガーデン 秋田店	従 業 者	山形 慎乃介(就)	67
秋	田	積水ハウス不動産東北(株) 秋田営業所	事 務 所 名 称 政 令 使 用 人 専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従 業 者	秋田オフィス 今 孝善(退)佐藤 文彦(就) 朝倉 宏之(山形)2886(就)今 孝善(退) 佐藤 耕(退)高岡 祐二(退) 樫岡 美緒(退)高井 鈴菜(就)石垣 萌(退)	68
秋	田	セキスイハイム東北(株) 北東北支店 秋田営業所	専 任 宅 地 建 物 取 引 士 従 業 者 //	佐藤 晴紀(退)梅沢 加菜子(退) 小田嶋 大輔(退)鈴木 宏明(退) 渡邊 丈(退)柘植 葵(退) 小野 啓郷(退)高橋 萌(就)	68
秋	田	(株)カチタス 秋田店	専任宅地建物取引士	齋藤 隼斗(退)	69
秋	田	(株)日沼工務店 秋田本店	専任宅地建物取引士	小玉 リエ子(秋田)3433(就)	70
本 荘 由 利		(株)三光ハウジングサービス	専任宅地建物取引士	畑山 まき子(退)	73
本 荘 由 利		秋北アドバンス(株)	代 表 者	村岡 敏英(退)平野 豊(就)	74



本 荘 由 利	(有)三光ハウジングサービス	従 業 者	鈴木 郁子(退)	75
本 荘 由 利	朝日総合(株) アパ°マンション°本荘店	政 令 使 用 人 従 業 者	工藤りょう子(退) 大友 剛(就) 佐藤 陽(就)	77
本 荘 由 利	(株)サンコーホーム 本荘支店	専任宅地建物取引士 従 業 者	佐藤 岬(退) 古谷 拓実(退)小中 康平(就/大曲支店より)清野 彩香(就)	79
大 仙	(株)伊藤住宅不動産	従 業 者	鈴木 和男(就)	82
大 仙	(株)H a g a ホーム	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従 業 者	藤村 隆幸(退)伊藤 清孝(秋田)4448(就) 高橋 一也(秋田)3582(就) 佐藤 武志(退)	83
大 仙	朝日総合(株) アパ°マンション°大曲店	政 令 使 用 人 専任宅地建物取引士	旭谷 清孝(退)寺田 航太(就) 寺田 航太(秋田)4808(就/本店より)	86
大 仙	(株)プライムハウス 県南支店	専任宅地建物取引士	堀井 美里(退)仲谷 修(秋田)4047(就)	86
大 仙	(株)サンコーホーム 大曲支店	従 業 者	山口 豊樹(就)小中 康平(退/本荘店へ)永瀬 翔太(就)	86
横 手	朝日総合(株) アパ°マンション°横手店	専任宅地建物取引士 従 業 者	寺田 航太(退/大曲店へ) 最上 博(退)佐々木 奈月(退) 高橋 秋友(退)	90
		従 業 者	國安 欣也(退/秋田泉店へ)	92
横 手	(株)サンコーホーム	専任宅地建物取引士 従 業 者	阿部 正義(退) 水野 治(退)工藤 真那(就)箕輪 愛香(退)高柳 莉稀(退)	91
横 手	(株)アール・エステート	代 表 者 専任宅地建物取引士	小松谷 行義(退)福岡 広実(就) 渡邊 康男(退)小松 裕太(秋田)4534(就)	92
横 手	(株)住まいる	代 表 者 従 業 者	小松谷 行義(退)福岡 広実(就) 兼子 富市(退)	91
横 手	(株)秋田住宅流通センター横手店	宅地建物取引士 従 業 者	得平 真吾(退)阿部 梓(秋田) 4815(就)	94
横 手	(株)伊藤住宅不動産 横手営業所	宅地建物取引士	丹 功(宮城)15890(就)加藤 萌亜璃(就)	94
湯 沢 雄 勝	湯沢開発(株)	従 業 者	菅 美紀子(退)	100

会 員 数

(令和7年1月31日現在)

	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋 田	本荘由利	大 仙	横 手	湯沢雄勝	合 計
正会員	47	27	27	200	39	50	32	20	442
準会員	3	2	1	35	3	6	6	0	56
計	50	29	28	235	42	56	38	20	498



秋田レイズ物件種類別在庫数

(令和6年1月1日～12月31日)

売買物件

単位：件

	R6. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	1,649	1,621	1,608	1,610	1,590	1,635	1,713	1,785	1,837	1,876	1,892	1,914
売買新規登録数 (前年同月登録数)	140 203	202 148	253 164	177 202	215 252	267 264	282 185	225 222	287 187	235 237	200 202	242 208
(土地)	79	120	137	102	123	135	113	120	156	118	103	131
(戸建)	52	60	89	56	74	105	143	78	108	92	82	84
(マンション)	3	12	17	10	6	14	11	11	11	12	10	17
(事業用)	6	10	10	9	12	13	15	16	12	13	5	10
当月成約数	28	52	52	51	53	41	43	28	51	56	45	46
(土地)	19	19	19	22	22	14	20	19	18	23	16	18
(戸建)	7	28	28	24	27	21	22	8	30	24	27	24
(マンション)	2	3	3	3	4	4	1	1	1	5	1	1
(事業用)	0	2	2	2	0	2	0	0	2	4	1	3
当月取下げ・削除	140	163	199	146	117	148	167	145	197	163	133	189
(土地)	86	110	101	86	62	95	66	84	112	84	72	113
(戸建)	38	44	78	47	46	41	82	51	72	61	49	53
(マンション)	5	5	12	4	5	6	8	3	6	9	6	12
(事業用)	11	4	8	9	4	6	11	7	7	9	6	11
売買当月末在庫数 (前年同月末在庫数)	1,621 1,306	1,608 1,263	1,610 1,287	1,590 1,342	1,635 1,381	1,713 1,454	1,785 1,467	1,837 1,504	1,876 1,523	1,892 1,553	1,914 1,606	1,921 1,649
(土地)	1,049	1,040	1,057	1,051	1,090	1,116	1,143	1,160	1,186	1,197	1,212	1,212
(戸建)	471	459	442	427	428	471	510	529	535	542	548	555
(マンション)	43	47	49	52	49	53	55	62	66	64	67	71
(事業用)	58	62	62	60	68	73	77	86	89	89	87	83

賃貸物件

単位：件

	R6. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	430	468	480	477	501	478	492	461	506	506	500	505
売買新規登録数 (前年同月登録数)	186 211	158 141	187 177	122 116	103 108	116 135	107 93	123 131	108 143	122 140	101 118	106 97
(土地)	1	2	2	0	0	0	2	0	1	2	1	0
(戸建)	21	20	27	18	11	14	13	12	16	13	16	13
(マンション)	149	115	134	82	73	85	80	91	78	84	58	72
(事業用)	15	21	24	22	19	17	12	20	13	23	26	21
当月成約数	43	61	87	41	52	37	36	21	41	33	24	30
(土地)	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
(戸建)	4	5	13	7	10	7	7	4	5	6	4	4
(マンション)	34	52	65	29	32	22	18	13	31	18	18	20
(事業用)	5	4	8	5	9	8	11	4	5	9	2	6
当月取下げ・削除	105	85	103	57	74	65	102	57	67	95	72	38
(土地)	1	3	1	1	1	1	2	1	0	2	0	0
(戸建)	14	8	15	14	9	3	11	4	7	7	8	4
(マンション)	82	62	73	34	53	51	79	43	57	76	50	29
(事業用)	8	12	14	8	11	10	10	9	3	10	14	5
売買当月末在庫数 (前年同月末在庫数)	468 535	480 517	477 459	501 464	478 449	492 437	461 380	506 400	506 449	500 468	505 442	543 430
(土地)	17	16	16	15	13	12	12	11	12	12	13	13
(戸建)	30	37	36	33	25	29	24	28	32	32	36	41
(マンション)	299	300	296	315	303	315	298	333	323	313	303	326
(事業用)	122	127	129	138	137	136	127	134	139	143	153	163



「住まう」に、
寄りそう



『全宅管理』入会のご案内

賃貸管理業を強方にサポート！業界最大の組織力

事業のご案内

全宅連が母体となり設立された（一社）全国賃貸不動産管理業協会（通称「全宅管理」）は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

業務支援事業

弁護士による
電話法律相談

業務支援事業

250種以上！
賃貸管理関係書式ダウンロード

業務支援事業

クラウド型賃貸管理ソフト
（提携商品の為有料）

情報配信事業

会報誌・メールマガジン・オーナー通信
等による情報提供

知識啓発事業

会員研修
インターネットセミナー（500タイトル以上視聴可能）

その他の事業

「賃貸管理業賠償責任保険」

他にも募集提案、入居審査から退去時まで実務で使えるサポート事業を
会員特別価格等でご用意しております。

入会特典

全5種プレゼント中!

2024年3月31日入会受付分まで

特典1

「賃貸不動産管理業務マニュアル」

特典2

「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」

特典3

「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)

特典4

「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)

特典3



特典1



特典4



特典2



さらに



「全宅管理フラッグ」
贈呈中!

賃貸管理業への関心の高まりで期待度もアップ!

「全宅管理」への入会者も増えています!

※2022年1月～12月の入会者数が、
2021年の1.4倍となりました。

宅建協会
新入会員

応援プロジェクト!

2023年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日から1年以内に本会に入会すると入会金が無料となります。

宅建協会
現会員

全宅管理サポーター制度!

2023年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に、入会申込書を提出すると入会金が無料となります。

ご入会の手続き

- 裏面の入会申込書に必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス (FAX : 03-5821-7330) にてご送付ください。
- 入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

■ 入会金 20,000円 年会費 24,000円 (月額2,000円×12ヶ月分)



ハトマークグループ

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

TEL:03-3865-7031 FAX:03-5821-7330 HP:https://chinkan.jp/ e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 🔍 で検索

